

片桐敏榮 坂西哲昌 弁護士
法律事務所



生産者通信

NPO法人
米ニケーションセンター
定価 100円(送料込)

農家の法律相談

第10回

【質問】

私は専業農家をしてい
ます。農業とは関係ないこと
なのですが、ご質問させて
ください。
私は、5人兄弟姉妹の長
男として農業を継ぎまし
た。私の一番下の弟(二男)
が先月、57歳で亡くなりま
した。この弟は18歳で東京へ
上京し、飲食店で働いてい
ました。弟は、30歳の時に
独立して、法人化はしない
で自営業としてですが、全
盛期は都内で5店舗もの飲
食店を経営する程になり
ました。事業は順調のよう
でした。ところが、近年の長
引く不況のため、5年ほど
前から事業を縮小して、現
在は、賃貸物件で1店舗の
みを経営するにとどまっ
ていました。事業資金にあ
てため、金融機関から多額
の借入れをし、自宅も売却
し、アパートに住んでいま
した。また、私も、弟にお願

され、お金を貸していま
した。この弟が先月亡くなり
ました。弟には、全く財産
はなく、金融機関への多額
の借金が残っているだけで
す。弟は結婚を一度もして
おらず、子どももいません。
なお、私たちの両親は2人
とも他界しております。
そこで、質問です。この弟
の借金は今後どのようにな
るのでしょうか。私も責任
をとらなければならぬので
しょうか。

【回答】

1 今回は、農業とは関係
のない質問ですが、どの家
庭にも起りうることですね。

ご質問のケースでは、結
論的には相続放棄の手続き
を取るべきですが、これに
は期間制限がありますので
注意が必要です。

2 まず、ご質問の家族構
成からいくと、次のことか
ら、弟さんの相続人は、ご
相談者を含めた兄弟姉妹全
員が相続人となります。

(1)民法上、配偶者がいる
場合には必ず法定相続人に
なります。

ご質問のケースでは配偶
者はいませんので、配偶者
の相続は問題となりませ

ん。
(2)民法上、子どもがいる
場合には、第一順位とし
て、子どもが法定相続人に
なります。

ご質問のケースでは、弟
さんには、子どももいま
せないので、次に第二順位への相
続人が相続することとな
ります。

(3)民法上、第二順位の相
続人は、両親です。

ご質問のケースでは、ご
両親は既に他界されている
とのことですので、次に第
三順位の相続人が相続する
こととなります。

(4)民法上、第三位順位の
相続人は、兄弟姉妹です。
ですので、ご質問のケー
スでは、ご相談者を含めた
兄弟姉妹全員が法定相続人
になります。

3 法定相続人となった場
合には、当然ながら弟さん
のプラスの財産(預貯金
等)を相続することとなり
ます。それだけでなく、法
定相続人は、借金等のマイ
ナスの財産も相続すること
になります。

(1)ご質問のケースでは、
ご相談者を含めた兄弟姉妹
全員は法定相続人ですの
で、原則として、弟さんの

借金も相続して、この借金
の返済をしなければならぬ
立場ということになります。

(2)しかしながら、法定相
続人が常に借金を相続しな
ければならないことになる
と、あまりにも不都合で
す。特に亡くなった方が借
金のみしかない場合には、
相続はしたくないです。

(3)そこで、この借金の相
続をしないようにする手続
があります。それが相続
放棄の手続きです。

この相続放棄の手続きを
するには、民法上、「自己
のために相続の開始があつ
たことを知った時から3ヶ
月以内に、相続について、
放棄をしなければならぬ」
(民法915条1項)とされ
ています。

そして、この相続放棄の
手続きは、「放棄しよう
とする者は、その旨を家庭
裁判所に申述しなければな
らない」(民法938条)と
されています。つまり、相
続放棄の手続きは、家庭裁
判所に申立てをして、裁判
所のお墨付きをもらわな
ければならないということです。

ですので、単に、遺産分
割協議書を作った相続人全
員で放棄するとの署名押印

をしただけではダメです。
(4)なお、相続放棄の手続
きを取った相続人は、借金
等のマイナスの財産を相続
しなくてもよくなりますが、
プラスの財産(預貯金
等)も当然ながら相続でき
なくなります。

4 以上の通り、ご質問の
ケースでは、ご相談者を含
めた兄弟姉妹全員が法定相
続人となりますので、弟さ
んの借金を相続する立場に
なりますが、弟さんが亡く
なったことを知った時から
3ヶ月以内に家庭裁判所に
相続放棄の手続きをすれ
ば、借金を相続しなくても
よくなります。

ですので、この相続放棄
の手続きをとった場合に
は、ご相談者は弟さんの借
金の責任をとらなくてもよ
いということになります。

5 なお、相続放棄の手続
きは、各法定相続人がそれ
ぞれ裁判所に対して行わ
なければなりません。です
で、ご質問のケースでは、
他の兄弟姉妹にも相続放棄
の手続きをとるべきである
ことを、ご質問者さんから
教えてあげるのがよいと思
います。